

成年後見制度改正

2028年施行に向けた全体像

— 中央粟市地域自立支援協議会 —

中央粟市 健康福祉部 福祉相談課

改正の目的・施行スケジュール

【スローガン】

適切な時機に、
必要な範囲と期間で
利用する成年後見制度

【施行スケジュール】

2026年6月
衆議院本会議で可決
正式に成立(決定)



2028年8月～10月
施行

改正の背景（制度の限界）

2000年施行から25年

運用改善では限界

なぜ、見直すのか？

- ① 本人中心
- ② 必要な支援を必要な期間だけ

制度の変更点（類型の一本化）

🌿 現行(旧)
後見・保佐・補助の3類型



🌿 新制度
類型を一本化(補助のみに)

本人の同意（原則）

- ・制度開始には、原則**本人の同意**
- ・本人が制度理解できる説明の工夫
- ・本人が「必要ない」と判断する場合は、
開始不可

特定補助人（新設）



新制度

対象：事理弁識能力を欠く常況にある者

内容：重要な財産行為について包括的取消権

現在の後見人に代わって、
特定補助人になるということではない！

※鑑定または**医師2名以上の診断書**が必要

制度の変更点（終われる後見へ）



現行（旧）

原則として一度開始すると終了しにくい



新制度

必要性がなくなれば終了できる
（判断能力が回復していなくても可）

制度の変更点（法的報告制度）



現行（旧）

定期報告はあるが、



制度を継続することが前提



新制度

補助人は年1回、家庭裁判所へ報告

報告内容／補助事務の実施状況、本人の生活や支援内容、制度を継続する必要があるか

制度の変更点（補助人の交代）

🏛️ 現行(旧)

補助人を交替させるには、不正行為、著しい義務違反、職務に適さない重大な事情



🏛️ 新制度

本人の利益のために特に必要がある場合は、補助人を交替できるようになります。

制度の変更点（本人の意思把握義務）

代理権≠代理決定



本人の意思より保護の観点が強かったという反省から、補助人は、本人が意向を示すことができるよう、必要な情報を提供したうえで、意向を把握することが義務となりました。

制度の変更点（報酬の考え方）

大枠は、現行維持

ただし、権限が個別設定されるため事案ごとに差が生じる

経過措置（現行制度の扱い）

現行の事案は、原則として**現行制度のまま継続**することになります。

【新制度が適応される部分】

- ① 意向把握義務
- ② 補助人の柔軟な交替

※現行事案は、そのまま継続することも、新制度へ移行や終了ができる道も開かれている。

さいごに

成年後見制度は、「本人中心」へ

【地域に求められること】

- ・本人の意思決定を支えること
- ・関係機関が連携し支援すること
- ・市民後見人を含め、地域の多様な担い手が活躍できる体制づくり

【メッセージ】

「本人に必要な支援を、必要な期間だけ」
本人の権利と意思を尊重し、地域全体で支える成年後見制度へ